

京都大学受託研究取扱規程及び京都大学民間等共同研究取扱規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(前 略) (研究経費)</p> <p>第9条 委託者は、人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し直接経費以外に必要なとなる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。<u>ただし、次の各号に掲げる場合には、間接経費を軽減することができる。</u></p> <p><u>(1) 委託者が国の機関（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下この項において同じ。）</u>、<u>独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体その他公法人であって、予算又は財政事情により間接経費が負担できない等の場合で、総長がやむを得ないと認める場合</u></p> <p><u>(2) 競争的資金による研究費で、当該研究費に係る間接経費が措置されていない等の場合で、総長がやむを得ないと認める場合</u></p> <p>2 <u>前項により委託者の負担する額を算出する場合、間接経費は直接経費の30パーセントに相当する額を標準とする。</u></p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前 略) (研究料)</p> <p>第8条 <u>民間等共同研究員は、研究料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の研究料の額は、次の各号に掲げる額とする。</u></p>	<p>(研究経費)</p> <p>第9条 委託者は、人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し直接経費以外に必要なとなる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。</p> <p>2 間接経費は、<u>直接経費の30パーセントに相当する額を標準とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、間接経費を軽減することができる。</u></p> <p><u>(1) 委託者が国の機関（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下この項において同じ。）</u>、<u>独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体その他公法人であって、予算又は財政事情により間接経費が負担できない等の場合で、総長がやむを得ないと認める場合</u></p> <p><u>(2) 競争的資金による研究費で、当該研究費に係る間接経費が措置されていない等の場合で、総長がやむを得ないと認める場合</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) 研究期間が6月以内の場合 220,000円</p> <p>(2) 研究期間が6月を超え1年以内の場合 440,000円</p> <p>(3) 研究期間が1年を超える場合 前号の額を年額とし、当該研究期間に応じた年額及び第1号又は前号の額を合計した額</p> <p>3 民間等共同研究員が研究期間を延長する場合の研究料の額は、当該民間等共同研究員の研究期間を通算した期間に係る前項の規定による額とする。この場合において、当初の研究期間に係る前項の規定による額と通算した期間に係る前項の規定による額が異なるときは、その差額の研究料を納付しなければならない。</p> <p>4 納付された研究料は、返還しない。 (研究経費の負担)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 民間機関等は、人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の当該共同研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び産官学連携推進に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「産官学連携推進経費」という。）の合算額を負担するものとする。ただし、総長がやむを得ないと認める場合には、産官学連携推進経費を軽減することができる。</p> <p>3 前項により民間機関等の負担する額を算出する場合、産官学連携推進経費は直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(設備等の帰属)</p>	<p>(研究経費の負担)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 民間機関等は、人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の当該共同研究遂行に直接必要な経費に相当する額及び次条に定める研究料（民間等共同研究員を派遣する場合に限る。）（以下「直接経費」という。）並びに産官学連携推進に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「産官学連携推進経費」という。）の合算額を負担するものとする。</p> <p>3 産官学連携推進経費は直接経費の30パーセントに相当する額以上とする。ただし、総長がやむを得ないと認める場合には、産官学連携推進経費を直接経費の30パーセントに相当する額未満とすることができる。</p> <p>4・5 (同 左) (研究料)</p> <p>第9条 研究料の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 研究期間が6月以内の場合 220,000円</p> <p>(2) 研究期間が6月を超え1年以内の場合 440,000円</p> <p>(3) 研究期間が1年を超える場合 前号の額を年額とし、当該研究期間に応じた年額及び第1号又は前号の額を合計した額</p> <p>2 民間機関等が民間等共同研究員の研究期間を延長する場合の研究料の額は、当該民間等共同研究員の研究期間を通算した期間に係る前項の規定による額とする。この場合において、当初の研究期間に係る前項の規定による額と通算した期間に係る前項の規定による額が異なるときは、その差額の研究料を納付しなければならない。</p> <p>3 納付された研究料は、返還しない。 (設備等の帰属)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第10条 (略)</p> <p>2 前条第5項の経費により、民間機関等において研究の必要上取得した設備等は、民間機関等に帰属するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第10条 (同 左)</p> <p>2 <u>第8条</u>第5項の経費により、民間機関等において研究の必要上取得した設備等は、民間機関等に帰属するものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>